



富山大学学報

昭和33. 4. 15

第 13 号

目 次

関係法令	法律, 政令, 府令, 省令, 規則, 訓令, 告示..... 1
学内規程	富山大学国有財産取扱規程..... 2
	学則の一部改正..... 4
	(教育学部学生定員)
	名誉教授に関する規定..... 4
	学長の選考基準の一部改正..... 5
人事異動 5
学内情報	庶務課長の更てつ..... 6
	原富, 曾根両教授の停年退職..... 6
	昭和33年度卒業及び修了式..... 7
	〃 入学試験..... 7
	〃 入学式..... 8
	新入学生オリエンテーション..... 8
	国立学校東京都連絡所開設..... 8
	レクリエーション便り..... 8
部局情報	教育学部, 附属学校諸報..... 9
	附属図書館 図書自由架接式実施..... 9
	視聴覚教室の整備..... 9
特別寄稿	工学部 機械工学科施設概要..... 9
	教授 村中利吉
	教育学部 五福大学施設について..... 11
	G・K
主要日誌 11

関 係 法 令

法 律

法律第12号 国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律 33. 3. 24官報

政 令

政令第14号 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令 33. 1. 24官報

政令第50号 国立学校設置法施行令の一部を改正する政令 33. 3. 31官報

政令第51号 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令

33. 3. 31官報

政令第66号 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令

33. 3. 31官報

府 令

総理第8号 放射線取扱主任者試験の実施細目及び放射線取扱主任者免状の交付等に関する規則

33. 2. 8官報

総理第21号 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則 33. 3. 31官報

省 令

文部第21号 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 33. 12. 4官報

文部第1号 大学入学資格検定規定の一部を改正する省令 33. 1. 10官報

文部第2号 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(教頭設置関係) 33. 1. 10官報

文部第4号 学校基本調査規則の一部を改正する省令 33. 2. 12官報

文部第6号 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令 33. 3. 2官報

文部第7号 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 33. 3. 31官報

大蔵第15号 国有財産法施行細則の一部を改正する省令 33. 4. 1官報

規 則

人事院9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則 32. 12. 21官報

人事院9-22 暫定手当の一部を改正する規則 32. 12. 6官報外81

人事院10-2 勤務評定の一部を改正する規則 32. 12. 2官報

会計検査院1 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する省令 33. 2. 5官報

人事院9-2 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則 33. 2. 24官報

会計検査院2 計算証明規則の一部を改正する規則 33. 3. 24官報

訓 令

文部1 学校基本調査実施要項の一部を改正する訓令 33. 2. 12官報

告 示

文部110 昭和32年度科学研究費交付金及び科学試験研究費補助金の研究計画調書の提出期限等を定める件 32. 12. 11官報

文部26 小学校, 中学校又は高等学校において使用される教科用図書として検定を与えた図書を告示

33. 2. 15官報

科学技術所 4 放射線を放出する同位元素の数量を定める件 33. 3.31官報

学 内 規 程

富山大学国有財産取扱規程

第一章 総 則

(趣旨)

第1条 本学に所属する国有財産の管理及び処分に関する事務の取扱いについては、関係法令又は特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「部局」とは、本部(事務局及び学生部をいう。)学部及び附属図書館をいう。ただし、附属図書館薬学部分館及び工学部分館ならびに附属図書館文理学部分室については、当該学部にも所属するものとする。

2. この規程において、「部局長」とは、前項の各部局長(本部については、事務局長とする。)をいう。

(国有財産事務の総括)

第3条 本学に所属する国有財産の総括事務は、富山大学事務局会計課長がつかさどる。

(部局長に対する事務の分掌)

第4条 学長は部局長に対し、当該部局に所属する国有財産について、次に掲げる事務を分掌させるものとする。

1. 国有財産の効率的な運用を図ること。
2. 国有財産の保全を図ること。
3. 国有財産の火災の防止に関すること。
4. 電気、ガス、給排水、避雷等の施設を維持すること。
5. 国有財産監守者及び国有財産補助監守者の指定に関すること。
6. 国有財産の監守計画を作成し、及び実施すること。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、当該部局に所属する国有財産について常にその現況をはあくし、所属職員を指揮監督し、当該国有財産を良好な状態において維持保存しなければならない。

(国有財産事務の総合調整)

第6条 学長は、必要があると認めるときは、部局長に対し、その所属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は国有財産の効率的な運用について必要な措置を求めることができる。

(国有財産の監査)

第7条 学長は、必要があると認めるときは、監査員を派遣して当該部局に所属する国有財産に関する事務について監査させるものとする。

(国有財産の使用並びに防火対策に対する処置)

第8条 国有財産の使用並びに火災予防等に関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

第二章 管理及び処分

第1節 維持及び保存

(国有財産の監守)

第9条 部局長は、所属の職員のうちから、国有財産監守者を定め、その所属する国有財産を監守させなければならない。

2. 部局長は、必要があると認めるときは、所属の職員のうちから補助監守者を定め、当該監守者の事務を補助させることができる。

3. 国有財産監守者並びに国有財産補助監守者指定の基準は別表のとおりとする。

(国有財産の監守計画)

第10条 部局長は、その所属する国有財産の監守については、当該国有財産に関し、文部省所管国有財産取扱規程(昭和32年7月1日文部省訓令以下「文部省取扱規程」という)第11条に定める監守計画を作成しなければならない。

2. 部局長は、前項の監守計画を作成し、直ちに計画書を学長に提出して、その調整を受けなければならない。

3. 部局長は、監守区域ごとに監守者及び補助監守者名を明らかにした名札を掲げなければならない。

(監守者並びに補助監守者の責務)

第11条 監守者並びに補助監守者は、部局長の指揮監督を受け、その担当する国有財産の監守に関し次の各号に掲げる事務を行うものとする。

1. 国有財産の利用状況の点検
2. 火気使用の箇所及び周辺の火災防止措置の徹底
3. 研究室、実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況等の点検
4. 電気及びガスの器具の管理状況の点検
5. 消火器具の点検
6. 防火用水の点検
7. 避雷装置の点検
8. 屋根及びといのき損状況の点検
9. 給排水施設の点検
10. 土地の境界標その他標識類の点検
11. 立木竹の点検
12. 国有財産の利用者に対する防火思想の徹底
13. その他監守上必要と認める事項

(監守者並びに部局長の報告)

第12条 監守者は、毎年3月末日現在において、次の各号に掲げる国有財産の状況について部局長に報告しなけ

ればならない。

1. 国有財産の使用状況の適否
 2. 危険薬品、燃料等の管理状況
 3. 電気並びにガス等の器具類に対する点検
 4. 消火器具の点検
 5. 防火用水の点検
 6. 避雷装置の点検
 7. 屋根及びといのき損状況
 8. 給排水施設の点検
 9. 土地の境界標その他標識類の確認状況
 10. 立木竹の点検
 11. その他監守上必要と認める事項
2. 部局長は、前項の報告に基き、調整の上、学長に報告しなければならない。

(監守者及び補助監守者の指定等の報告)

第13条 部局長は、第9条の規定により、監守者並びに補助監守者を指定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

1. 担当する監守区域並びに当該監守区域内の土地及び建物の数量
 2. 新旧監守者並びに補助監守者の官名、職名等級号俸及び氏名
 3. 指定年月日
 4. 当該監守者並びに補助監守者を指定したる事由。
 5. その他必要と認める事項。
2. 部局長は、当該部局の監守区域を変更したときは、その都度次の各号に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

1. 新旧監守区域並びに当該監守区域内の土地及び建物の数量
2. 監守者並びに補助監守者の官名、職名等級号俸及び氏名
3. 変更した年月日
4. 変更した事由
5. その他必要と認める事項

(建物の居住の禁止)

第14条 国有財産である建物は、宿舍及び寄宿舎を除くほか、何人も居住することができない。ただし、国有財産の管理上必要ある場合はこの限りでない。

第2節 取 得

(購入)

第15条 部局において、土地、建物、工作物又は立木竹を購入しようとするときは、文部省取扱規程第16条に基いた書類を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

(寄付)

第16条 部局において、土地、建物、工作物又は立木竹の寄付を受けようとするときは、文部省取扱規程第17条

に基いた書類を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

第3節 移築、改築又は移転

(移築、改築又は移転)

第17条 部局において、建物を移築、改築又は移転しようとするときは、文部省取扱規程第23条に基いた書類を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

2. 部局において、工作物を移設又は移植しようとするときは、前項の取扱いに準ずるものとする。

第4節 所管換又は所属替を受ける場合

(所管換又は所属替を受ける場合)

第18条 部局において、国有財産の所管換又は所属替を受ける必要があると認めるときは部局長は、文部省取扱規程第24条又は第26条に基いた書類を学長に提出して、その許可を受けなければならない。

第5節 用途変更又は用途廃止

第19条 部局において、国有財産の用途を変更しようとするとき、又は用途を廃止しようとするときは、部局長は、文部省取扱規程第27条又は第28条に基いた書類を学長に提出してその許可を受けなければならない。

第6節 使 用

(国有財産の使用)

第20条 国有財産は、その用途及び目的以外に使用することができない。ただし、特別な事由により、これと異なる使用にあてようとするときは、別に定める国有財産使用規程にもとづいて使用させることができる。

第7節 雑 則

(増減又は異動の報告)

第21条 部局において、第15条より第19条まで規定する以外の事由により国有財産の増減又は異動がある場合は直ちに学長に報告しなければならない。

(滅失き損の報告)

第22条 部局において、天災その他の事故により、所属国有財産を滅失き損したときは、部局長は、直ちに文部省取扱規程第45条に基いた書類を学長に提出しなければならない。

第三章 台帳その他

(国有財産台帳副本)

第23条 部局において、文部省取扱規程第47条に規定する台帳副本を備えなければならない。

(台帳副本の記載)

第24条 部局において、事務局から国有財産増減異動の通知を受けたときは、直ちに台帳の副本を記帳整備しなければならない。

(土地建物図の調整)

第25条 部局長は、その所属する土地及び建物の附属図面を、文部省取扱規程、別記土地建物図調整標準に準じて調整しなければならない。

- 付 則
 1. この規程は、昭和33年3月7日から施行する。
 2. 富山大学国有財産取扱規程（昭27. 4. 1施行）は廃止する。

国有財産監守者および同補助者指定の基準

区 分	監 守 区 域	監 守 者	補 助 監 守 者
本 部	(1) 本部庁舎、倉庫、車庫、講堂、その他大学共通の用に供するもの (2) 公務員宿舍 (3) 右以外の土地、建物、立木竹、工作物等	主管課長またはこれに準ずるもの 右 同 右 同	係長またはこれに準ずるもの 宿舍ごとに定めること 係長またはこれに準ずるもの
学 部	(1) 教室、講義室、研究室、実験室、製図室、演習室、体育館、分析室、標本室、測定室、温室、試験室、工場、汽罐室、薬品庫、事務室、物置、講堂、学生集会所、門衛所等その他共通の用に供するもの (2) 公務員宿舍、臨時応急宿舍 (3) 右以外の建物 (4) 土地、立木竹等	主任教授もしくは事務長またはこれらに準ずるもの 事務長またはこれに準ずるもの 主任教授もしくは事務長またはこれらに準ずるもの 事務長	教授もしくは係長またはこれらに準ずるもの 宿舍ごとに定めること 教授もしくは係長またはこれらに準ずるもの 係長またはこれに準ずるもの
付 属 学 校	(1) 普通教室、実験室、音楽室、特殊教室、標本室、屋内体操場、給食室、準備室、工作室、教官室、事務室、講堂等その他一般の用に供するものまたはそれ以外の建物等 (2) 土地、立木竹等	校長またはこれに準ずるもの 校長もしくは所属学部事務長またはこれらに準ずるもの	担当教諭もしくは事務主任またはこれらに準ずるもの 事務主任またはこれに準ずるもの
農 場	(1) 農業本館、農夫舎、飼畜舎、堆肥舎、物置、作業場、ポンプ室、畜舎、温室等およびこれらに附随する建物、工作物等 (2) 土地および立木竹等 (3) 右以外の建物等	主任教官もしくは所属学部事務長またはこれらに準ずるもの 右 同 右 同	担当教官もしくは係長またはこれらに準ずるもの 係長またはこれに準ずるもの 右 同
その他の教育施設または研究施設	学部に準ずる	学部に準ずる	学部に準ずる
付属図書館	建物等	事務長またはこれに準ずるもの	係長またはこれに準ずるもの
学生寄宿舍	建物等	寄宿舍の運営に関する事務を担当する教官またはこれらに準ずるもの	係長もしくは寄宿舍常住の主任またはこれらに準ずるもの

学 則 の 一 部 改 正

学則第9章 学生定員

第50条 教育学部学生定員を次ぎのように改正する。

- 教育学部 第一中等教育科 } (4年課程) 580名
 第一初等教育科 }
 第二中等教育科 } (2年課程) 80名
 第二初等教育科 }

付 則 (昭和33年3月14日改正)

この付則は昭和32年4月1日から実施する。

名 誉 教 授 に 関 す る 規 程

第1条 学長又は教授として多年本学に勤務し、教育上又は学術上特に功績があつた者に対し、学校教育法第68条の2及び第108条の2に基き、この規程の定めるところにより富山大学名誉教授の称号を授与する。

第2条 勤務年数は次の基準による。

- 一 本学の学長又は教授として20年以上勤務すること。
 但し教育上又は学術上の功績が特に顕著であつた者については、この年数に達しなくとも選考することができる。
- 二 本学の助教授及び専任講師の勤務年数はその2分

の1を前号の勤務年数に加算することができる。

- 三 本学に包括された旧制学校の校長及び教授の勤務年数はその2分の1を、助教授の勤務年数はその3分の1を第1号の勤務年数に加算することができる。

第3条 第1条に該当する者の中教授であった者に対し名誉教授の称号を授与しようとするときは、当該学部長は教授会においてその構成員の3分の2以上の同意を得て学長に内申し、学長はその内申に基き評議会においてその構成員の3分の2以上の同意を得て授与する。

1. 本学学長であった者に対しては、学長は評議会においてその構成員の3分の2以上の同意を得て授与する。

第4条 称号記の様式は別紙のとおりとする。

附 則

1. この規程は昭和33年4月1日から施行する。
2. 第2条第三号の本学に包括された旧制諸学校とは次のものをいう。

富山県立富山高等学校、富山高等学校、富山師範学校
富山青年師範学校、高岡高等商業学校、高岡経済専門学校、富山県立薬学専門学校、富山薬学専門学校、高岡工業専門学校（称号記は省畧）

学長選考基準の一部改正

第13条を次のように改める。

第13条 学長の任期は4年とし、重任の場合は2年とする。

付 則

この基準（改正）は昭和33年4月25日から施行する。

人事異動

官 職	氏 名	異 動 内 容	発令月日
	中 村 良 子	技術員（教育学部看護婦）に採用する	1. 6
	青 木 敬 治	用務員（庶務課作業員）に採用する	1.10
	北 巖	臨時筆生（工学部）に採用する	1.16
	針 山 知 子	“（経済学部）に採用する	3. 3
	今 井 勇	技能員（工学部工務員）に採用する	4. 1
	大 谷 重 彦	文部教官（講師文理学部）に採用する	“
	木 村 正 康	“（“薬学部）に採用する	“
	松 浦 泰 重	“（附属中学校教諭）に採用する	“
	中 川 宗 雄	“（附属小学校 “）に採用する	“
	清 水 光 忠	臨時筆生（教育学部）に採用する	4. 7
	野 崎 和 子	“（薬学部） “ 任期は昭和33年7月10日までとする	4.11
技術員（教育学部看護婦）	牛 島 ア ヤ	国家公務員法第79条第1号の規定により休職にする 休職の期間は昭和33年6月24日までとする	12.25
用務員（文理学部警務員）	宮 武 栄 吉	休職の期間を昭和33年12月31日まで更新する	1. 1
“（“作業員）	加 藤 藤 次 郎	国家公務員法第79条第1号の規定により休職にする 休職の期間は昭和34年1月3日までとする	1. 4
事務員（文理学部）	川 原 越 雄	休職の期間を昭和33年9月8日まで更新する	3. 9
技術員（工学部看護婦）	井 汲 キ ク イ	国家公務員法第79条第1号の規定により休職にする 休職の期間は昭和33年9月30日までとする	4. 1
技能員（薬学部タイピスト）	紺 道 朋 子	辞職を承認する	1.31
教授（文理学部）	原 富 慶 太 郎	“	3.31
“（教育学部）	曾 根 末 次 郎	“	“
附属中学校教諭	小 倉 信 治	“	“
附属小学校教諭	中 川 勲	“	“
助手（薬学部）	玉 村 貞 夫	“	4.10

官 職	氏 名	異 動 内 容	発令月日
事務員(工学部)	伏 江 博	教務員(工学部)に配置換する	12.16
用務員(庶務課作業員)	大 野 教 山	用務員(文理学部警務員)に配置換する(定員内)	1.10
”(文理学部警務員)	酒 井 正 保	文理学部作業員に配置換する	”
技能員(庶務課タイピスト)	森 田 美 喜 子	文理学部(タイピスト)に配置換する	2. 1
”(文理学部タイピスト)	多 村 節 子	薬学部(タイピスト)に配置換する	”
臨時筆生(経済学部)	田 尻 淑 子	技能員(経済学部タイピスト)に配置換する	”
事務員(庶務課)	島 田 幾 久 栄	会計課に配置換する。	2. 4
臨時筆生(会計課)	石 黒 寿 子	庶務課に配置換する	”
富山大学庶務課長	五十嵐 淳	大学学術局技術教育課課長補佐に配置換する	3.15
福井大学庶務課長	小原 太嘉之助	富山大学庶務課長に配置換する	”
附属中学校教諭	布 村 清 太 郎	附属中学校教頭に併任する	1.10
附属小学校 ”	新 村 作	附属小学校教頭に併任する	”
助教授(文理学部)	渡 辺 義 一	教授に昇任させる	2. 1
”	館 照 道	”	3. 1
助手(薬学部)	高 林 昇	講師に昇任させる	4. 1
名古屋大学助教授 文学部	伊 藤 武 雄	講師(文理学部)に併任する 任期は昭和33年3月31日までとする	12.22
金沢大学教授 教育学部	古 谷 健 太 郎	講師(教育学部)に併任する ”	1.21
神戸大学教授 文学部	谷 信 一	講師(文理学部)に併任する ”	3.17
	倉 石 五 郎	講師(文理学部)に採用する ”	12.25
	矢 野 武 夫	”	1.20
	近 角 聰 信	”	3. 9
非常勤講師(文理学部)	ブラウン・ヒュー	任用を更新する 任期は昭和34年3月31日までとする	4. 1
	日南田 義 治	講師(薬学部)に採用する ”	4.14
	米 村 長 敏	”	”
	塩 岡 貞 次 郎	”	”
	野 口 照 久	”	”

学 内 情 報

庶 務 課 長 の 更 て つ

庶務課長五十嵐淳氏は3月15日付を以って本省学術局技術教育課長補佐として転出された。在職6年前半は学生部補導課長としてまた後半は庶務課長として活躍幾多の業績を遺して元の勤務先たる文部本省へ復帰された訳である。よわい僅かに35という春秋に富む身、中央における今後の御活躍をお祈りするものである。

後任の小原太嘉之助氏は福井大学の庶務課長であり北陸三大学の善隣関係から、かねて因縁浅からぬ人であった。

殊に共済組合のレクリエーション大会などを介して顔見知りも少なくなかった方である。大学の整備完成の時期に際しその活躍を期待いたしたい。

小原課長略歴 明治43年生れ島根県出身。昭和6年朝鮮京城高商卒。島根中学教諭等を経て23年福井青年師範学校教授、24年福井大学庶務課長

原 富、曾 根 兩 教 授 の 退 職

昨年3月末実施された本学停年制による最初の該当者として原富(文)、曾根(教)の両教授がこの3月31日限り退職さるゝことゝなった。

原富教授は明治24年大阪の生れで、高等小学校卒の学歴

昭和33年度入学式

本年度入学式は4月10日(木)黒田講堂で挙行された。この日も快晴、折から講堂前の桜樹は満開の花を以って新しい学生を迎えた。うららかな陽ざし、匂う花の蔭、学生も父兄も一段と晴れやかなおももちであった。この天候、都心に近いこの位置、新しい講堂、そして新しい学長と重なる条件が出足を促したか父兄の式に参ずるものも曾てない多数に上り、予定席を遙かに超えて係職員をあわてさせた。この日参列の学生数は約600名で、合格者673名の1割余りが入学を取消したことになる。式次第次のとおり。

- 1. 学生受付(小講堂)入場 } 9.00時
 - 父兄入場
 - 職員入場 9.50
 - 1. 開 式 10.00
 - 1. 学長式辞
 - 1. 新入生代表答辞(薬学部室郁子)
 - 1. 閉 式
- このあと引続きオリエンテーションに移った。

新入学生のオリエンテーション

4月10日入学式終了後引続いて3日に亘って新入学生に対するオリエンテーションが身体検査とともに次の通り行われた。

- 4月10日(於黒田講堂)
- 11.00~11.30 本学の概要説明並に諸注意
(武石学生部長)
 - 11.30~12.00 音楽会
 - 13.00 未済者入学手続

- 4月11日(於各学部)
- 1. 学部、学科の紹介及び科目履修方法の説明
 - 2. その他学部において必要と認めた事項
 - 3. 午後、新入学生身体検査

- 4月12日
- 午前(於文理学部)一般教育課程履修の説明
 - 午後(於本部)新入学生X線直接撮影(第2日の身体検査の結果X線直接撮影を要すると診断されたもののみ)

国立学校東京連絡所開設のお知らせ

この度、国立学校教職員の東京都内出張する場合の連絡所(宿泊)として昭和33年4月1日より次のとおり開設された。

- 1. 場 所 文京区駒込追分町
- 2. 名 称 国立学校東京連絡所
- 3. 使用部屋 6帖 1室(富山大学に割当られた室)
- 4. 収用人員 3名
- 5. 使用料 宿泊料 1人1泊 110円
休憩料 1人1回 30円

- 6. 賄 宿泊等に伴う食事の供給は行わない。
- 7. 事務担当係 事務局会計課総務係
- 8. 利用申込方法
利用者は所属部局の会計係に備付の利用申込書に記名捺印、郵送料(郵券にて)を添え会計係を経由して事務局会計課総務係へ提出すること。これが許可された場合は利用者に利用券を交付する。利用券は宿泊の際に連絡所の管理人に提出するものとする。
なお、その他詳細については学部の会計係に問い合わせること。



レクリエーション便り

(総合)

囲碁、かるた大会

- (日時) 1月26日、 (場所) 総曲輪銀嶺荘
(参加) 囲碁 本部、文理、薬学、教育の各学部から
20名
かるた 10名
(受賞) 囲碁 1. 沢泉(教) 2. 蛭川(教)
3. 児島(文) 4. 平石(教)
かるた 1. 高木(教) 2. 長沢(文)
3. 奥村(文)

バトミントン大会

- (日時) 2月8日 (場所) 教育学部体育館
(参加) 蓮町地区(文理) 五福地区(教育、図書)
(受賞) 団体戦 優勝 五福地区
個人戦 1. 中川、石野組(教) 2. 中川、河原組(文) 3. 齊藤、松下組(図)

麻雀、将棋大会

- (日時) 3月2日 (場所) 総曲輪銀嶺荘
(参加) 麻雀 40名 将棋 6名
(受賞) 麻雀 1. 早崎(本) 2. 齊藤(文)
3. 山岸(本) 4. 奥村(本)
5. 五十嵐尚(本)
将棋 1. 森田(経) 2. 若林(経)
3. 奥野(文)

富山地区公務員レクリエーション連盟
冬季室内競技大会

麻雀大会

1月25日(土)午後1時から安野屋町清修館で開催 参加チーム26、人員104名の多きに達し会場狭隘を告げる盛況であった。当大学からは所属人員の数に応じて4チーム出場した。競技は団体戦と個人戦が行われ、その結果は次の通りである。

(団体戦)優勝 富山営林署 次勝 富山税務署
(個人戦)優勝 富山税務署松岡氏

当大学の森君(文)が4位となった。

囲碁将棋大会

2月27日(木)10時から安野屋町清修館で開催、囲碁には15チーム参加し、当大学からは4チーム参加した。また将棋は参加者少なく、当大学からも1人も参加しなかった。

囲碁は団体戦と個人戦が行われ、団体戦は4つのブロックに分かれて戦われ、各ブロックの優勝者の間でトーナメントにより優勝が争われた結果、建設事務所が1位となり当大学のDチーム(混成)が3位となった。また個人戦では建設事務所員が1、2位を獲得し、当大学の藤波氏(兼)が3位を占めた。

部局情報

教育学部

(附属中学校)

入学考査 2月23日9時から志願者121名につき試験を行った結果63名の入学許可を決定した。

卒業式 3月10日10時から体育館で挙行、梅原学長渡辺教育学部長、長久市教育長ならびに父兄多数参列のもとに卒業生144名に対し和田校長から晴れの卒業証書が授与された。

教官異動 小倉信治教諭は3月31日付富山県教育研究所へ転出、これにかわって高岡志貴野中学校松浦泰重教諭が転入した。

入学式 4月5日10時から新入生150名の入学式を挙行了した。

(附属小学校)

入学考査 2月18日、9時から志願者86名につき発育、智能検査を行い、この合格者56名につき更に抽せんの上50名の入学許可を決定した。なお付属幼稚園から38名入学した。

卒業式 3月19日、10時から第82回の卒業式を挙行、梅原学長、渡辺教育学部長ならびに父兄多数参列のもとに卒業生82名に対し玉生校長から卒業証書が授与され学長から祝辞が述べられた。

教官異動 中川勲教諭は3月31日付で富山県教育委員会教

育指導主事に転出し、かわって婦負郡猪谷小学校中川宗雄教諭が転入した。

入学式 4月4日、10時から新入学児童88名の入学式が挙行された。

体育館落成 4月20日、11時から体育館の落成式が挙行され、学長、名古屋工事事務所長、富山市教育長、他父兄など来賓多数参列のもとに工事請負者石黒土木に感謝状が贈呈、更にこのうちのステージ寄付者たるふたば会に学長から感謝状が贈られた。このあと梅原学長、長久市教育長の祝辞、西村工事事務所長の工事報告などあって、式を終えた。

体育館の規模構造は次のとおり

鉄骨造平屋建

本館 149.193坪 玄関ポーチ 9.075坪 渡廊下 6.806坪

ステージ(ふたば会寄付) 15.681坪

特別教室新設 PTAであるふたば会の寄付になるものであり木造平屋建73.5坪である。これは今浦組の手で昨年12月20日竣工した。

(付属幼稚園)

入園考査 2月19、20日の両日志願者117名について発育検査を行い、第一次合格者69名には抽せんを行って、うち35名の入園許可を決定した。

修了式 3月18日10時から梅原学長、渡辺学部長など臨席のもとに行われ玉生園長から修了園児40名に証書が授与された。

入園式 4月10日35名の新入児の入園式が挙行された。

附属図書館

図書の自由接架 従来学部分館においては、一部の図書について自由接架式による利用を実施しているが、本館並に文理学部分室においても昨年秋より学生がより自由に図書の選択ができるよう教官の指定する参考書等利用度の高い図書を本館において約3,000冊、分室において約4,000冊選択し、目録室内の書架に配列して利用の便をはかっている。

視聴覚教室の整備 本館四階にある視聴覚教室については移転以来逐次整備に努めてきたが4月中には教室内座席も出来上ることになり、また映写等の備品も備えつけてあるので授業その他一般の利用を待っている。

特別寄稿

機械工学科施設概要

教授 中村利吉

当工学部機械工学科は他の各学科よりもおくれで昭和30年度より発足し昭和33年度をもつて完成されることになっている。従って現在のところ未だ整備途上にあるわけで

実験実習施設は十分に整備されていない。現在の計画は定員一学年30名の標準に基づいているが、昭和33年度より定員がかなり増加される予定で、この増加人員に対する不足設備の補充をもあわせ考えると、設備の整備完成には現在の国家予算の状況より見て、誠に前途多難を予想せざるを得ない。未完成的の現在あえてこゝに当学部機械工学科の設備状況を概説することはひとえに関係各位の絶大なる御協力と御理解に資するためである。

以下棟別に施設の概況を記してみる。

1. 木型工場

建坪28坪で主として学生の木型製作の実習を行い、一方各教官の研究資料作製にも協力している。主たる設備は表一1の如くであるが、この工場は現在でも極めて狭く、学生定員の増加の上は現在の約2倍の場所と若干の器具の補充が必要となる。

名 称	数 量
円 鋸 機 械	1
帯 鋸 機 械	1
木 工 旋 盤	2
自 動 鉋 盤	1
穿 孔 機	2
工 具 類	1 式

表 一 1

2. 鑄造工場

当工場は再生鉄鋳溶解研究室と同一建物の中で同居している状態で鑄造工場の使用建坪は42坪である。当工場は鉄鑄物非鉄鑄物の鑄型製作及び溶解の実習を行う所で、主たる設備は表一2の如くである。こゝも木型工場と同様極めて狭く、学生定員増加の上は建坪70坪に拡充し、モールドングマシンその他若干器具の補充が必要である。

名 称	数 量
溶 解 炉	2
坩 埚 炉	1
鑄 型 乾 燥 炉	1
工 具 類	1 式

表 一 2

3. 鍛造工場

当工場は建坪35坪で主として火造り、溶接、製缶等の実習を行い、又各教官の研究資料の作製にも協力している。主たる設備は表一3の如くである。最近塑性加工の分野の強化が必要となつたので、鍛造工場の再配置と共に塑性加工実験室を新設し、こゝにパワープレス5吨万能試験機、戻り試験機その他測定装置を設置する計画である。

名 称	数 量
鍛 治 炉	4
空 気 錠	1
クランクプレス	1
ボ ー ル 盤	1
電 弧 溶 接 機	1
ガ ス 溶 接 機	1
パ ス 炉	1
鋸 盤	1
工 具 類	1 式

表 一 3

4. 工作機械工場

当工場は各種工作機械の操作、加工方法の実習を行うと共に各種の実験を行い、更らに各教官の研究、実験資料の製作に協力している。設備の様子は表一4の如くである。最近精密工作並びに機械の

高度の自動化が叫ばれ、この分野の発展には目覚ましいものがあるので、これらの状況並びに学生定員の増加に対処するため別に建坪60坪の精機実験室を新設しこゝに精密工作に必要な現有機械の一部を移設すると共に、更らにねぢ転造盤、做い旋盤、超仕上盤及び各種測定装置を新設する計画である。

以上各工場を総合するとその設備は極めて膨大なものとなり、その補修維持には多額の費用を要し講座

費をもつてまかなうことは極めて困難である。この事に関しては全国の各大学の機械関係者の間でも最近大きな問題となつて、工場運営に就いて真剣に討議され政府当局と種々協議されて、着々とその成果を挙げつゝある。

5. 蒸気缶、原動機実験室

蒸気ボイラー室は建坪21坪、原動機実験室は建坪45坪で蒸気ボイラーは小型水管式つねきちボイラーで嶄新な設計に基づくものであり、昭和32年に設置された。又原動機としては表一5の如きものがある。この外焼玉機関ガソリン機関、ディーゼル機関、ノックメーター燃料耐爆性試験機、アンモニア冷凍機等があるが、何れも修理を要する。計画中のものとしてはタービン発電機、真空ポンプ、復水器、ガス発生装置蒸気機関、小型ガソリン機関、小型焼玉機関がある。

名 称	数 量
ヤンマーディーゼル	1
石 油 機 関	2
空 気 圧 縮 機	1
冷 凍 機	1

表 一 5

6. 水力実験室

建坪35坪で内部設備は表一6の如きものである。水槽は切欠をとりつけ、流量の測定に使用出来るが、その他種々の水槽実験、浅底水槽の実験に利用し得るよう充分な大きさに設計してある。更らに計画中のものとしては水車、送風機、圧縮機がある。

名 称	数 量
タービンポンプ	1
ポリユートポンプ	1
水槽(三角堰併用)	1
量 水 槽	2
フルード水制動力計	1

表 一 6

7. 材料試験室

建坪60坪で金属工学科と共同使用され材料の機械的試験を行うもので、その設備内容は表一7の如くである。以上の外に光弾性装置、精密測定装置等が整備されている。

以上で機械科の実験実習設備の概要を述べ終つたのであるが、これによって各位におかれては設備計画の目標及びその目標に対する現在の進行過程を御理解下

名 称	数量
万 能 引 張 試 験 機	1
シ ョ ッ パ ー 引 張 試 験 機	1
シ ャ ル ビ ー 衝 撃 試 験 機	1
硬 度 計	4

表 一 七

されたことと思う。何分にも予算の極めて窮屈な現在の状況に於いてその整備を促進せしめる為には、各位の絶大なる御協力と御支援によらなければならないことを附記して擱筆する。

富山市五福の大学敷地について

教育学部 G. K

五福の地名は、昔は呉服と書き荘園であった。麻を作り織物として献上したことから呉服と称せられたもの。説によると呉羽山麓に支那からの帰化人が住み、機織をしていた。足利將軍義持の頃京都三条の八幡宮の杜領（荘園）で、婦負郡の長沢郷（当時34ヶ村の領主）が、この荘園を管理していた。

天正七年織田信長は越中の国を佐々成政に与え、富山城に鎮せしめたが、信長の死後、成政、豊臣秀吉と隙を生じ天正13年9月秀吉大挙して来り攻むるに及び、先峰前田利家は部将片山伊賀城に所謂伊賀城（五福の大がけに築城したことから大がけ城ともいう）を築かせ守備をかためた。この城は富山大学敷地の一部も入っていた。後元和一城令がでて廃城となったが、今日大学敷地に隣接して城址を残している。

明治40年歩兵第31旅団歩兵第69聯隊が創設され、以来38年間兵営の地として発展したが、太平洋戦争の進展につれて昭和20年8月2日不幸大空襲の戦禍に遭い、兵舎の5分の1を残して潰滅の大惨害を蒙った。

時あたかも教員養成の富山師範学校も戦災で建物の全部を焼失した。終戦の声をきくや、再建日本は何としても教育第一である。それには立派な教員養成機関を要する。そこで兵営敷地焼残り8万坪に目をつけ、富山市電気ビル駐屯のC I C富山分遣隊長スミス氏に日参したのは山本儀一氏と加藤初坂氏で、両氏の熱意は遂に京都市のC I C隊長に紹介の手紙をスミス隊長より受けることになり、山本、加藤の両氏はこの手紙をもって京都市のC I C隊長に直接交渉、聞きとどけられて今日の五福の大学敷地を獲得することになった。

尚この五福の大学敷地に隣接して、呉服刀匠佐伯則重の碑がある。鎌倉時代の末刀鍛冶として有名であった佐伯五郎三郎則重は正応2年呉服に生れた。長じて郷義弘の門に入り後、相州鎌倉に出て岡崎五郎正宗の弟子となり、同門十哲の一人にかぞえられた。嘉暦3年郷里呉服山下に帰り、この地で名刀を鍛えた。世に呉服郷といつて国宝に指定された。今なお「お鍛冶井」（この地下水は大学敷地か

ら流下する）と呼んでこの跡を残している。

こゝに思うに、つわものどもの夢のあと、時代の流は偶然にも最高学府の大学ビルデングが建てられた。こゝに学ぶ学生は稽古徴今、時代を風靡する科学者、大教育家が輩出されるも由緒なきにあらざと言いたい。

主 要 日 誌

- 32.12.17 富山大学科学教育研究室修了式
- 12.20 第8回評議会
- 12.25 第9回評議会
- 33. 1.23 学長と経済学部教官との懇談会
- 1.29 学長と文理学部教官との懇談会
- 1.31 第10回評議会
- 2. 4 富山県就職対策委員会幹事会（於学長室）
- 2. 5 学長と工学部教官との懇談会
- 2.10 学長と図書館高議員との懇談会
- 2.12 学長と薬学部教官との懇談会
- 2.17~19 国有財産調査
- 2.22 事務協議会
- 2.26 学長と教育学部教官との懇談会
- 2.28 債権管理法施行状況打合会
- 3. 4 事務協議会
- 3. 7 第11回評議会
- 3.10 教育学部附属中学校卒業式
- 3.14 第12回評議会
- 3.18 教育学部附属幼稚園修了式
- 3.17~18 共済組合全国事務担当者打合会
- 3.18~19 債権管理法施行状況調査
- 3.19 教育学部附属小学校卒業式
- 3.20 第6回卒業式、第8回修了式、第3回薬学専攻科修了式
- 3.20 第13回評議会（臨時）
- 3.22 五十嵐前庶務課長送別茶話会
於図書閲覧室（本）
- 3.26 五十嵐前庶務課長離富
- 3.25~26 文部省共済組合支部実地監査
- 3.30 第11回評議会
- 3.31 昭和33年度入学選抜試験合格者発表
- 4. 5 3月末で停年退職された原富、曾根両先生の学長招待慰労会開催
- 4. 7 事務協議会
- 4.10 昭和33年度入学式
- 4.13 3時40分頃五福本部附属家屋風呂場附近から出火、被害は建物の一部にとどまる。
- 4.14 事務協議会（臨時）
第1回評議会（臨時）

職員の不孝

文理学部用務員

伊藤外吉氏

昭和33年1月22日死亡